

○羽曳野市表彰条例施行規則

(制定 昭 59. 7. 6 規則 13)

改正 平 6. 3. 30 規則 8 平 14. 11. 29 規則 39

平 17. 3. 30 規則 6 平 19. 3. 29 規則 6

平 21. 3. 27 規則 11 平 22. 3. 30 規則 9

平 25. 3. 29 規則 26

(趣旨)

第 1 条 この規則は、羽曳野市表彰条例(昭和 59 年羽曳野市条例第 15 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

[羽曳野市表彰条例(昭和 59 年羽曳野市条例第 15 号。以下「条例」という。)]

(被表彰者の推せん)

第 2 条 条例第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 6 条に規定する表彰をすべき者又は団体があるときは、表彰推せん書(様式第 1 号)に必要書類を添えて各部室の長又は各行政機関の長が市長に推せんするものとする。

[条例第 3 条] [第 4 条] [第 5 条] [第 6 条] [様式第 1 号]

(表彰審査委員会)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項の羽曳野市表彰審査委員会(以下「委員会」という。)は、委員若干名をもって組織し、委員は市議会議員、学識経験者、市民及び市職員のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 委員会は会長が招集し、会長が議長となる。
- 7 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 8 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 委員会の庶務は、市長公室秘書課において行う。
- 10 委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(有功者表彰の基準)

第 4 条 条例第 4 条第 3 号に規定する特別職とは、副市長及び教育長をいう。

[条例第 4 条第 3 号]

(自治功労者表彰の基準)

第 5 条 条例第 5 条に定める自治功労者の基準は、別に定める羽曳野市自治功労者審査要領による。

[条例第 5 条]

(在職期間の算出方法)

第6条 在職期間の計算は、次に定めるところによる。

- (1) 就職した日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- (2) 再就職した者の前後の在職期間は、通算する。
- (3) 2以上の職を兼ねた期間は、そのいずれか1の職の期間を在職期間とする。
- (4) 禁固以上の刑に処せられた場合は、それ以前の公職にあった在職期間を通算しない。
- (5) 禁固以上の刑に処せられ、又は刑の執行猶予を受けたときは、その刑の執行猶予の期間中に含まれる公職の在職期間は、通算しない。

(表彰の停止)

第7条 条例第3条、第4条、第5条及び第6条の規定に該当するもので禁固以上の刑に処せられ刑の執行猶予を受けたときは、その刑の執行猶予期間中は、表彰しない。

[[条例第3条](#)] [[第4条](#)] [[第5条](#)] [[第6条](#)]

(き章の様式)

第8条 き章の様式は、様式第2号のとおりとする。

[[様式第2号](#)]

(表彰台帳)

第9条 市長公室秘書課長は、表彰台帳(様式第3号)を備え、被表彰者について
の必要事項を記録し、これを永久に保存しなければならない。

[[様式第3号](#)]

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。(昭59.7.6施行)
- 2 羽曳野市表彰条例施行規則(昭和48年羽曳野市規則第15号)は、廃止する。

附 則(平6.3.30規則8)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平14.11.29規則39)

この規則は、公布の日から施行する。(平14.11.29施行)

附 則(平17.3.30規則6)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平19.3.29規則6)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平 21. 3. 27 規則 11)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 22. 3. 30 規則 9)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平 25. 3. 29 規則 26)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。